

表彰規程

令和3年5月11日 制定

一般社団法人 エネルギー・資源学会

表彰規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人エネルギー・資源学会（以下「学会」という。）における表彰の取扱いを定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は以下の通りとする。

- (1) 学会賞
- (2) 学会貢献賞
- (3) 論文賞
- (4) 茅賞
- (5) 学生発表賞

第2章 学会賞

(対象)

第3条 学会賞は、本会会員（正会員または特別会員に所属する者）で、エネルギー・資源・環境に関する学術の発展に貢献する技術やシステムの開発・解析・調査などで特に顕著な業績をあげた者（5名以内）に授与する。

(表彰件数等)

第4条 学会賞は、毎年1件程度として、賞状および副賞として記念品を受賞者に贈呈する。

(応募)

第5条 学会指定の申請書、推薦書などに所定事項を記入のうえ、必要な参考資料を添付し、毎年10月末日までに原則として個人または連名で会長宛てに応募する。応募は自薦または他薦とする。

(受賞候補の選考)

第6条 受賞候補者の選考のために、学会賞選考委員会を置く。

- 2 選考委員は毎年会長が委嘱する。委員長は会長または会長の指名する

者とする。

第3章 学会貢献賞

(対象)

第7条 学会貢献賞は、学会会員（正会員または特別会員に所属する者）で、企画実行委員会または編集実行委員会等の学会活動において、顕著な成果をあげた企画や特集等の立案・実施に貢献した者あるいはグループに授与する。

(表彰件数等)

第8条 学会貢献賞は、毎年1～2件程度として、賞状および副賞として記念品を受賞者に贈呈する。

(受賞候補の選考)

第9条 受賞候補者の選考のために、学会貢献賞選考委員会をおく。

2. 選考委員は毎年会長が委嘱する。委員長は会長または会長の指名する者とする。

第4章 論文賞・茅賞・学生発表賞

(選考規則への委任)

第10条 論文賞、茅賞、学生発表賞の候補者選考の取扱いについては、別に定める選考規則による。

第5章 受賞者の決定他

(受賞者の決定)

第11条 第2条に定める表彰の受賞者は、理事会で決定する。

(表彰式)

第12条 前条の受賞者の表彰は、原則として研究発表会の表彰式で行う。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。

附則

この規程は、令和3年5月11日から施行する。

学会賞規定と学会貢献規定は本規程制定の日をもって廃止する。